

水害に強いまちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1 平成18年7月豪雨により受けた甚大な浸水被害の本格的な復旧に際し、計画的かつ着実に浸水被害の軽減を図るとともに、ソフト対策を含む水害に強いまちづくりを推進するため、水害に強いまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2 協議会では、次に掲げる事項を行う。

- (1) 諏訪湖・天竜川河川激甚災害対策特別緊急事業及び河川災害復旧助成事業を推進するための事業PRと情報提供
- (2) 万一に備えた浸水や避難に関する情報の提供
- (3) その他水害に強いまちづくりを進めるため必要な事項

(構成)

第3 協議会は別表1に掲げる関係機関の長又は長が指定する者をもって構成し、会長は構成員が互選する。

2 協議会の事業を効果的に実施するため、必要に応じ部会を設けることができる。

(会議)

第4 協議会は、会長が必要と認めるとき招集し、これを主宰する。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の者に協議会への出席を求めることができる。

(事務局)

第5 協議会の事務局は諏訪建設事務所に置く。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

別表1

水害に強いまちづくり協議会 関係機関

	関 係 機 関 名	備 考
市 町 村	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	
消 防 団	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	
長 野 県	建設部(本庁・諏訪建設事務所)、諏訪地方事務所	